

# 中世後期の武家と婚姻・養子関係

## ―西国を素材に―

久留島 典子

はじめに

ただいまご紹介にあずかりました久留島です。今日は、「中世後期の武家と婚姻・養子関係 ―西国を素材に―」ということでお話いたします。

昨年、やはり同じこの場所で、「島津氏と一揆」という題名で話をする機会を与えられましたが、その際、中世の一揆は家と家との結びつき、関係であると申しました。家と家がどのような政治的関係を結んでいるのかは、中世においても非常に大きな意味を持っていました。一揆というどうしても江戸時代の百姓一揆を思いかべますが、中世の一揆はそうした政治的権力から否定され、鎮圧された一揆とは異なることをお話ししました。

ところで、家と家の関係ということでは、今日話をいたします、婚姻関係・養子関係も非常に重要な契機です。結婚は個人と個人の関係ばかりでなく、家族と家族、さらには親類同士の関係という点でも大きな意味を持っていました。現在では結婚はますます個人中心のものになっていきますが、時代をさかのぼっていくと、婚姻・養子関係は一族と一族を結ぶ重要な関係であり、その点は日本に限らず、世界中どこでも同じだったといえます。そして、婚姻という儀式を伴うという響きがあるように、誰と誰が結婚をして、ある家と家が、ある一族と一族が結びついたことは広く周知されるべき事柄でもありました。現在では結婚は私的な、プライベートに属することで、広く人々に知らせるか否かは、

個人が自由に判断できるようになっています。しかし前近代では、階層が上になればなるほど、結婚と養子は、非常に重要な意味を持つ周知されるべき出来事でした。

ところで、結婚や養子関係によって継承されていく「家」とは何でしょう。家という建物の家もありますが、何々家という使い方を普通に思いかべるのではないのでしょうか。この家族としての何々家という呼び方をあたりまえのように感じるかもしれませんが、江戸時代の家とそれを引き継いだ戦前までの家となると、世界のどの地域でも見られるわけではないことに注意しなければなりません。

### 1 家と婚姻・養子

この日本の家の性格については、実はさまざまな学説がありますが、それらを参考にしながら、私なりに三点に整理したいと思います。まず、結婚と血縁関係を基本とする同居集団であり生活組織であることです。この定義はわかりやすく、現代の家でも同じ様なことがいえます。つぎに財産を自由に処分できる所有の主体であり、生産機能を持っていることです。この点は農家や商家を考えていただければわかりやすいと思います。つまり農家は農地を持ち農業を営む、商家は店を持ち商売を営むというように、家産をもとに経営をしているわけです。そして三点目です。例えば、農家は一戸だけで孤立しているわけではありません。村のなかに家が複数あつて、互いに強い結びつきを持ち村を作っています。

町でも、通り沿いなどのまとまりで町を作っています。現在はそうした村や町の結びつきが薄れていますが、もうすこし以前の明治、さらには江戸時代では、村や町の結びつきは大変強く、家は、こうした村や町の基礎単位でした。では、この家は日本の歴史の中ではいつ頃から現れるのでしょうか。

ところで、家といっても、どのような要素を持つ家が典型的なのかとありますが、まず父から男子へと父系継承されていき、家名―家の名と家産―家の財産、それから家業を持つことです。さらにもう一つ、ご先祖様をお祀りするお墓を持つことも重要な要素といわれています。これが典型的な家だというと、皆様のなかには、自分の家はこうした家だったとか、現在もこうした家だなど思う方もいるかもしれませんが、他方、今は家業と家産が必ずしも結びついていない、サラリーマンといえますか勤め人の方も多いかと思えます。

この典型的な家は、家の完成型とも言えます。原始の昔からこんな家があったわけではなく、日本の歴史の中でこういう家が、段々形作られ、史料のなかにも出てくるようになるわけです。たとえば京都に住んでいらっしゃるお公家さんには、今でも冷泉家のように、和歌の家といった「家業」を守っていらつしやる家が残っていますが、典型的な家、家の完成型はつきりしてくるのは、京都の公家でも、一三〇〇年代、鎌倉末期から南北朝時代といわれています。ではお公家さんでもその頃となると、農家や商家で典型的な家はいつ頃一般化したのでしょうか。やはりかなり遅れて近世、江戸時代の半ばから明治維新も近くなった頃になって、日本のほぼどの地域でも親から子へと繋がっていく家ができるようになったといわれています（高橋一九九六年）。

つまり中世は家が長い時間をかけて次第にできあがってくる時期になります。ただし家の芽生え自体は平安時代で、天皇の家が比較的史料の上では早く確認できます。教科書に摂関政治というものが出てきたかと思いますが、摂関家藤原氏は外戚であるというように家の内と外を区別する視点が次第に現れてくるのです。これがだいたい八〇〇年代九世紀の初め頃ですね。そして院政期には貴族の家もはつきりしてきます。元々院政とは何かといえますと、天皇の位を譲ってしまった上皇、あるいは上皇が出家して法皇となった者が、自分の地位を継ぐ天皇を定める権利を持っているばかりでなく、その上皇あるいは法皇が、天皇よりも上の高い権力を握っているという体制です。つまり、お父さんが一番強い権力をもっていて、次の後継者を決めていくという家の形で、院政期には、典型的な家が、天皇の家や藤原氏の家などでは成立してきたと言われています（服藤一九九一年）。

しかしその頃、庶民では典型的な家が一般化しているわけではありません。庶民の場合も結婚や家族に相当するものは当然あったわけですが、耕地もまだ不安定で、耕作地が荒廃したら別の土地に動いていくことが普通に行われており、ある家族がずっとある土地に住み着いて、その土地を親から子へと譲っていくような形は一般化していません。

このように地方の農民など庶民の世界、これを在地社会といったりしますが、そこでは家がなかなかできあがってこないといえますが、ただ、平安時代にやはり芽生えはあります。ある土地の年貢などを誰が責任を持って納めるのか、土地の責任者を登録する台帳がありますが、そこには農民と推測される男性の名前が書かれています。その登録された男性の周りには家族や従者がいたでしょう。登録は一時的なものではなく、

何十年という形で続いている場合もあるからです。

さらに、地方社会でも身分差や財産の差がないわけではなく、次第に有力な者、その配下の者というように分かれていきます。そしてやはり院政期の頃には、地方でも、ある広い領域を治める権利を世襲する家が現れてきます。地域を治め、その土地からあがる収益を得られる権利は史料上「郷司職」などとよばれていますが、こうした地方の官職を持つ者が武士や武士団になっていくといわれています。武士も武士の家をくり始めていくわけで、そうした家の連合体、一門ですとか一流とか言われるようなものが集まって、多くの場合は中央の有力貴族などを中心に武士団を作っていきます。

ところで公家の場合は官職を継いでいきますが、官職は一応天皇家から認められる、あるいは公家同士で認められれば親から子へと継いでいくのも比較的容易です。ところが、武士の家というのは、戦闘、戦いをするしなければなりません。負ければ家が滅びてしまうこともあるわけで、単に世襲でやっていけば安泰ということではなく、やはり争いをしたときに勝たなければなりません。ということで、戦闘集団である武士の家では、血族、血が繋がっている者と、姻族、結婚によって結びついた者同士が結集して、親族・親類集団というものをつくっていくわけです。つまり公家以上に、武家ではどこと結びつくかということで結婚が重要な意味を持つのです。

それから、家の核になる人間と言うことで養子も必要になります。先ほど家は親から子に継承されるといいました。武家の場合も、基本的には子がいればその子に継がせるわけですが、子がいない場合には養子を取ることになります。そのときに、日本では妻の方の甥など、女系の者

も養子にすることがあります。つまり日本の中世武士の家では、男系だけではなく婚姻による妻の系統も重要視されていて、両方が結びついて初めて力を持つことから、女性もかなり強い力を持っていました。この点は頼朝の妻である政子によく象徴されていますが、特に鎌倉時代の御家人では、女性も養子を取れるといったことが、御家人にとつての基本的な法律である御成敗式目に書かれています。女性も財産を持ち、もし子供がいない場合は養子を取って所領を継がせることができました。その養子は女の子の場合もありました。こう言うと、武士団では女性も戦っているのですかと質問が出てくるかもしれませんが、武家は戦闘集団であると同時に、一生懸命の地といえますか、自分たちの所領を持っていて、それを継承していくことがまず重要でした。そして所領は親の意思で女子にも継がせることができ、その場合、戦闘や番役など御家人としての勤めは代理を立てて果たせばよかったです。

この点は、南北朝期以降になると、次第に当主自身が軍役を果たさなければならなくなるなど変化していきます。すると、今度は男の養子を自らの血の繋がる娘と結婚させて家を継がせることが見られるようになります。一種の婿養子ですが、婿養子という言葉自体は江戸時代になってからです。鎌倉時代の初め頃の例でいえば、宇佐八幡宮司職のように女子は継ぐことができない職を代々継承する家で男子がいない場合に、現宮司の甥に当たる人間を養子とし、家の嫡女と結婚させて宮司職を継がせたことが『鎌倉遺文』という鎌倉時代の文書を網羅的に収めた史料集に出てきます。鎌倉時代の御家人でもその後でも、日本では姓が同じ同族内での婚姻関係はごく普通に見られます。むしろ、家を継ぐためには親戚同士で結婚するというのも昔はよく見られたわけです。

ところが、世界中どこでもそうなのかといえますと、中国では、同姓不婚といって、かなり昔、太古といってもいい頃の時代から同姓は結婚してはいけないとされ、日本で平安時代に当たる唐の時代には、同姓同士で結婚した場合には処罰するという法律まで出てきます。そして一方、中国では祖先を同じくして同じ気を受け継ぐ者でなければその家を継承できないという考え方があって、養子は逆に同姓でないとおかしいという慣行といえますか不文律がありました。

ですから日本では当たり前のように思う、妻の方の親族から養子を取ることとは、中国ではあり得ないということになるわけです。その点で、日本の家というのは父から子へという男系・父系で繋がっていくとはいつても、妻だとか母親方の人間が入ってくることもあるという点では、双系的性格も持つといえそうです。日本の家に類似するものは中国にも韓国にもありますが、歴史的にさかのぼって研究していきますと、大きな差があるわけです。以上、日本の家について、一般的な家の成立ですとか、何が特徴なのかという点をお話いたしました。

## 2 中世後期の婚姻と養子関係―石見益田氏の事例

### (1) 系図の作為性と中世前期の武家

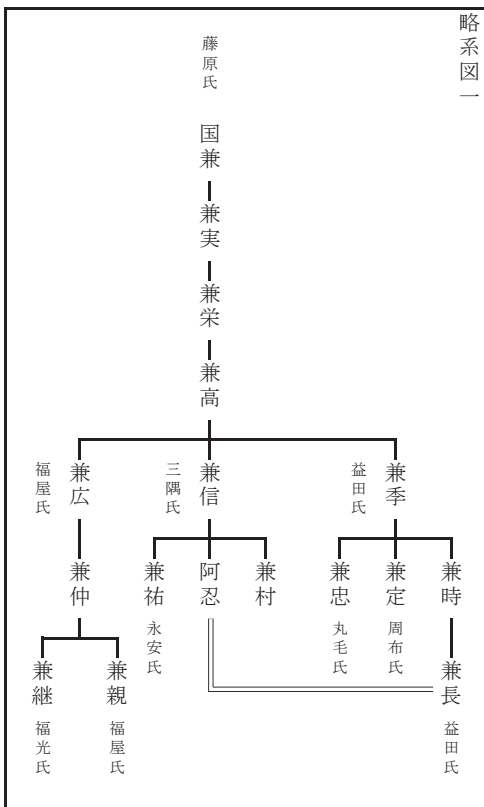
さて、中世後期の婚姻と養子関係に入っていきたいと思えます。冒頭にお話いたしましたように、中世の武家の婚姻と養子関係は、武士の家の結合関係を示すものとして注目されています。

ところで、中世武家の家の婚姻や養子関係はどのような史料を使って研究するのかというと、やはり系図を使う場合が多いといえます。ただし、系図は一筋縄ではいかない史料でして、いろいろと作為が混じって

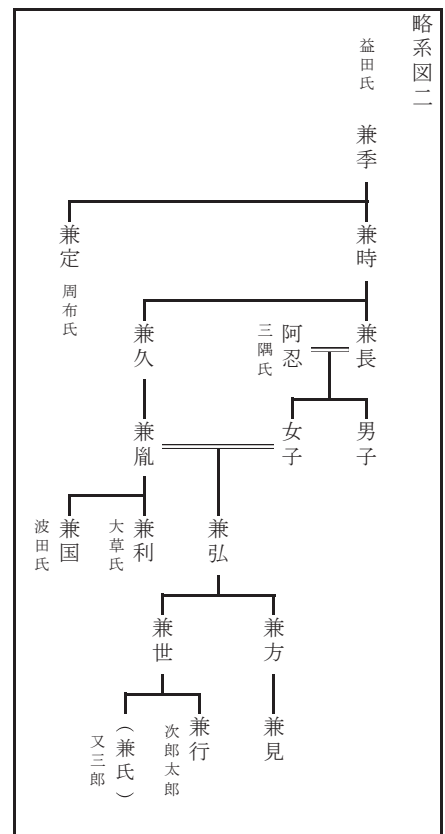
いる可能性があります。

この系図の作為という点に注目しながら、以下、石見の有力な武家益田氏を事例として、中世後期の婚姻と養子関係についてお話ししたいと思います。

益田氏についてはあまりご存じないかもしれませんが、益田氏は石見国西部（今の島根県の最西部）を本拠とする中世以来の有力武家で、近世には福原家とともに萩藩毛利家の永代家老となった家です。益田家には様々な系図が伝わっていますが、同じく石見西部に本拠を持つ周布・三隅・福屋氏などと益田氏は同族とされ、一番一般的な系図（略系図一）でもそのように記載されています。すなわち十三世紀、鎌倉時代にはいつて益田兼季、三隅兼信・福屋兼広に別れ、さらに十三世紀半ば兼季の遺領を、益田兼時、周布兼定、丸茂兼忠らが分割しています。そして兼時の嫡男兼長の妻が三隅氏の娘阿忍であることは文書からも確認でき、石見西部に広汎に拡がる同族同士の婚姻が行われていたと推測できるのでです。



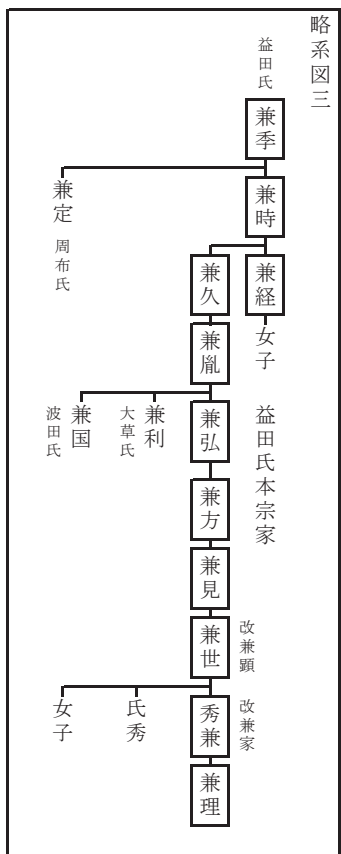
この兼長と阿忍を中心に文書の上から復元した関係が、最近発見された古い益田系図でもあとづけられました。それが略系図二の系譜です。これを見ますと、兼長そして阿忍の所領は、その子息ではなく、兼長娘と、系図上兼長甥とされる兼胤との所生男子と推測できる兼弘に譲られ、また女子も含めた兼弘兄弟にも分割相続されていたと考えられます。まず、ここからは、女子を介した所領の移動や女子も含めた分割相続がみられ、代々続く益田の家が確立しているわけではないことが読み取れます。一方、鎌倉幕府からは、兼長・兼弘、そして兼弘の子息兼世が益田氏の物領として把握されていたことが文書からわかり、ちょうどこの頃、益田本宗家が成立し始めていたことも一方で確かです。これらの点について、兼長は未処分つまり正式な譲状を作成しないで死去し、幕府の配分安堵で一族に所領配分されたと考えれば、兼久にも所領が配分されたことの説明がつくと指摘されています（西田二〇一年）。つまり、兼長の女子は一族の兼胤と結婚し、その子が益田氏の物領兼弘となりましたが、兼弘には阿忍の所領が母を通じて、兼長の所領が父兼久を通じて相続譲与されたと考えることができます。その兼弘の子が兼世ですから、惣領家も父系の直系だけで継承されたわけではないことがわかります。そして、この兼世の兄弟の子供が兼見という名前だったようです。最近見つかった古い系図や文書を参考にすると、鎌倉末期の益田氏の系譜を以上のように理解することができます。



ここで注目できるのは、古い形の系図は女性も記載されており、阿忍やその娘のことが書かれていることです。後になればなるほど系図から女性は排除されます。母誰々というような記載、あるいは誰々の室つまり奥さんになったという記載で、女子が書かれていた痕跡のある系図もあります。女性は系図から基本的に排除されていくのです。

さて、つぎに略系図三を見てください。これは先ほどの略系図二とは随分違います。ところが益田氏の近世になってからの公式的な系図ともいえる譜録系図がこれなのです。先ほどの古い系図では、益田惣領家は、兼時・兼長の後、直系で続くわけではなく、傍系の兼弘・兼世と継承され、さらに兼世にとって傍系の兼見の家が南北朝時代以降はずっと続いていく形になっています。ところが、公式的な譜録益田系図では、兼弘・兼方・兼見と、女性はすべて省略されて三人が直系のように記載されています。また、鎌倉末期の物領兼世は、実は兼見とは違う系統の人のはずなのですが、譜録系図では、兼見の子が兼世で、兼頭と改名したと記されています。文書の上で兼世という名の人物が出てくると、一見、

兼見の息子の兼世のように思いますが、明らかに年代の合わない場合があり、実はそれが兼見とは別系統の鎌倉末期の益田氏惣領兼世なのです。このように譜録系図では、兼弘の嫡子兼世はほぼ抹殺されており、兼見の子を兼世とする点でも、作為の可能性が大いにあります。この作為に関して、南北朝期に北朝方として活躍した益田氏庶子兼見が惣領家に乗っ取り、系図等もそれにあわせて書き替えたことを指摘した研究者もいます（福田一九七二年）。他の多くの武家同様、益田氏の場合も、南北朝期の政治的分裂の中で、鎌倉時代までの惣領家の流れは消え、一族の兼見の家がこの後代を重ねて継続する家として成立していったといえそうです。



兼見が乗っ取ったかどうかについては最近見直しもされているようですが、系図の史料的性格という点からいえば、略系図二が略系図三になつてしまうことからわかるように、系図はやはりかなり疑つてよいと思います。文書と付き合わせて、どこはおおむね史実を反映しているけれども、どこには作為があるという形で吟味していかなければならない史料といえます。そのなかで女性の縁についても考える必要があります。古い益田系図（略系図二）で言いますと、阿忍とその女子を通して

繋がつているという意識が、中世―鎌倉時代の人間には当然あったわけです。女性を介してであろうと、家としては繋がっているという意識です。ところが毛利氏の系図集成である譜録ができた江戸時代になりますと、系図の上で女性を介して繋がっているのはあまり宜しくないと、そういう関係をどんどん系図から省略したり、作為ある形で直してしまったりします。

ところで、傍系から益田氏惣領になった兼見については、北朝方にいかに尽くし戦闘で戦果をあげたかを示す軍忠状と呼ばれる文書がたくさん残っており、そこには、確かにここに記された通り戦闘でがんばったという指揮官の証明のしるしが加えられています。さらに兼見は、足利義満から益田氏の惣領家を持っていた所領について安堵を得ます。注目されるのは、この文書に、領有の証拠文書などは紛失したらしいが、親から子へと代々伝えられてきたことは間違いないようなので、承認する旨の文言があることです。この文書によって、兼見は証拠文書無しに、室町幕府から惣領家の所領全体の領有を認められたわけで、この後、益田の家ではこの足利義満の安堵状を一番重要視します。たとえば歴代の重要な文書を書き出した「重書目録」では、この永徳三年二月一九日の義満安堵状が根本となる文書として記載されています。

## (2) 養子・婚姻による家の継承と戦略

このように家の継承と戦略ということでは、養子関係の重要性や系図の作為性について理解していただけたかと思えます。また、この時代の武家が代々家をつなげていくうえで、幕府からの承認を重要視し始めたこともお分かりいただけたかと思えます。その結果、然るべき男子、男子がいなければ養子をたてても、嫡子として幕府から安堵される人間

が必要になり、一四世紀頃から嫡子が家を継ぐべきであるという意識が非常に強まります（高橋一九九六年）。これは公家でも武家でも、自らの家を自力で継続させていくというよりは、むしろ幕府のような上部権力からの承認が、家をつなげる要素であるとみなされることを意味します。益田氏の場合でいえば、嫡子継承が正当という観念は、嫡孫まで指定するという形で現れ、嫡子のみならず、嫡孫への譲状というものができてきます。

しかし世界的に見れば、こうした嫡子継承―直系が望ましいという意識の強い地域ばかりではありません。兄から弟そのまた弟というように、同一世代の兄弟がいる限りは次世代には継承されないといった相続方法さえ存在し、兄弟間継承の方がむしろ当然という地域も多くあります。日本では一四世紀頃から、父から子へと繋がっていくのが当然視され始め、兄弟間でも養子関係を結び、父子関係を擬制するようになります。ということで、弟を兄の養子とする事例が増えますし、さらには養子であれば非血縁者であっても継承者となれるという意識さえできてきます。江戸時代には、現在もある夫婦養子とよばれるものが出てきますが、これは養子という擬制的関係がつけられれば、非血縁者でもかまわないという意識を示しており、こうした養子関係は日本の家に特徴的といえます。

以上、益田の家でみるように、一族が分立し、惣領家も女系を介して継承されるなど、嫡系・傍系といった区別は必ずしも固定的とはいえない鎌倉時代的な武家のあり方から、嫡子継承観念が強まり、直系でつながつていく形に、家が段々変化していくことを説明しました。

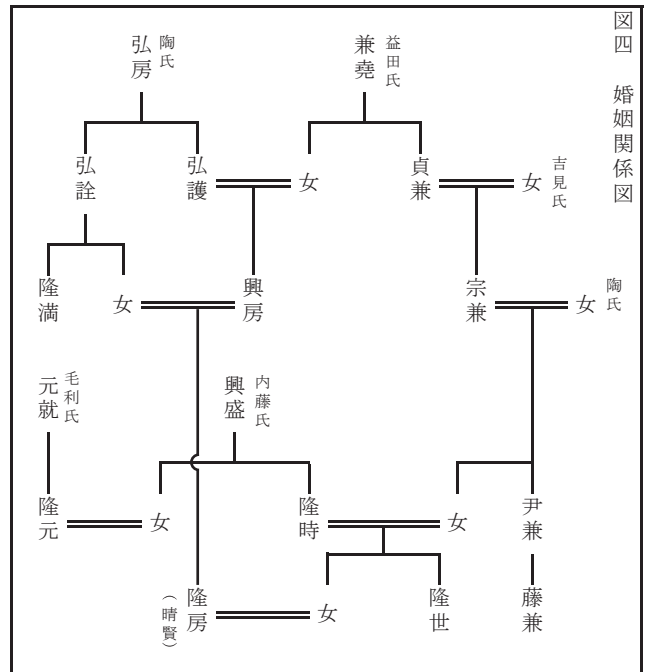
さて、室町時代前期の南北朝期を経て、嫡流で繋がっていく家が成立

してくると、婚姻はどのようになってくるのか整理してみよう。まず一族内の婚姻は相変わらずずっと普遍的にあります。先ほど益田の家が分立すると言いましたが、三隅氏・周布氏や福屋氏といった一族、あるいは吉見氏といった近隣の武家と結婚しています。それから石見西部の分郡守護である大内氏とも婚姻関係を結んでいます。

さらにもう一つ、兼見の孫の氏秀は、波多野氏という益田氏と所領を接する領主一族の娘と結婚しています。どうも波多野氏には男子がいなかったようで、益田氏が自分の息子を波多野氏の娘と結婚させ、波多野氏秀という形で波多野氏を継がせました。一種の婿養子といえます。益田氏は室町時代の前半になると、波多野氏ばかりではなく、同じく本拠地益田荘に隣接する吉田郷の地頭吉田氏とも婚姻関係を結んでいます。この吉田氏も息子がいないので、所領は女子に譲られたようです。そして「所縁契約の上は、名字を相続し、益田熊次郎丸の知行相違有るべからず」（大日本古文书益田家文書五四九号、書き下し文とした）、すなわち益田熊次郎丸という名の男子と、吉田氏の所領を相続した阿香女という女性を結婚させて、熊次郎丸に吉田の名字と所領を相続させる約束をしたようです。さらにその後を追っていくと、益田氏はこの長野荘吉田郷を自分の所領に入れてしまいます。先ほどの波多野氏の所領も、この後を追っていきますと、益田氏の所領になってしまいます。

このように、婚姻と養子関係を利用しながら、室町時代の益田氏は所領を拡大していくわけです。南北朝期までの家はいろいろと分立したり不安定であったりするわけですが、いったん幕府から益田氏の家督が認められると、今度は周辺の家に婿養子を入れる形で勢力を拡大していくのです。

さらに室町後期からもうすこし後の時代にかけて、益田氏の結婚がどうなるのかといえますと、この時代、中国地方西部は大内氏の領国になりつつあり、大内氏を頂点に家の格というものが形成されてきます。その結果、守護大内氏は、例えば山名氏のような他地域の有力守護家と婚姻関係を結ぶようになります。そして益田氏クラスの武家と守護である大内氏との婚姻はなくなってきます。その代わりに、益田氏は大内氏の一族、あるいは大内氏の有力家臣と結婚するようになります。たとえば大内氏を滅ぼしたことで有名な大内一族である陶氏や、大内の有力家臣である内藤氏が、益田氏とは同格ということで、婚姻関係を結ぶようになるのです。図四がその婚姻関係図です。この図をみると、益田氏の娘が陶氏に嫁ぎ、その益田氏に陶氏から娘が来るというように、お互いに重縁関係を持っていますし、当然彼らは軍事的にも同盟関係を結んでいます。内藤氏なども同じように益田氏の娘をもらい、その内藤氏は毛利氏に娘を嫁がせているなど、益田・陶・内藤・毛利氏間で、婚姻による強い結びつきを形成しているのです。



室町時代前半よりさかのぼっていくと、石見国の領主同士で結婚していた益田氏が、段々大内氏と関係を深め、さらには大内氏の家臣団の諸家と結婚するようになる、このように中世の変化を跡付けることができます。

大内氏段階ではこうした婚姻関係を結んでいた益田氏ですが、陶氏によって大内氏が滅亡してしまい、厳島の合戦でこの陶氏を毛利氏が破りますと、今度は大内氏の家臣団から毛利氏の家臣団へと通婚圏を変化させていきます。ただ大内氏の家臣団は毛利氏の家臣団に基本的には受け継がれていきますので、大きく変わるということではありません。

江戸時代になりますと、大名である毛利氏の子女は、他の大名家と結婚あるいは養子関係を結んでいきます。先ほど大内氏が有力守護家とし



ての地位を確立してくると、他の有力守護家と婚姻をするようになって、益田氏とは結婚しなくなるといういましたが、そういった傾向は江戸時代にはもっと強まります。そして益田氏のような毛利の家臣になった有力武家は、同じ永代家老である福原氏をはじめ、毛利の庶家である有力家臣など、自らの家の格に応じた家と結婚をするようになります。

### おわりに

今まで、益田氏という中国地方の有力武家を素材に婚姻・養子関係を見てきましたが、最後に島津氏の婚姻・養子関係ということではどうなのかということに触れたいと思います。

島津氏の婚姻形態としては、一つは一族内、二番目に守護家の有力家臣、三番目に国衆といわれる他の氏族というように、婚姻相手によってほぼ三つの種類に分けられます。例えば島津義久の三人の子、義久は息子がいず三人の娘がいますが、一人は薩摩出水領主の島津義虎の室です。もう一人は彰久室、やはり一族ですね。それからもう一人の女子は家久室です。島津義久は豊臣秀吉に降伏し、その際出家して弟義弘が継ぎますが、その義弘の息子が家久で、彼が島津家を継承していくわけです。この家久と島津義久の娘とが結婚したということは非常に意味のあることです。林 匡さんがもう少し後の江戸時代まで追って指摘されていますが、島津氏一族にとって、女性を介して嫡流の血統と繋がること、大変重要な意味を持っていたのです。島津氏では戦国最末期の義久の段階でも一族との婚姻はありますし、さかのぼって室町時代段階では、かなり一族間の結婚が多いといえます。たとえば早い段階で分かれた一族伊集院家との婚姻は非常に多く見られます。

次に、大内氏と島津氏の比較ということを少し考えてみましょう。先ほど指摘しましたように、大内氏の場合、中世後期になりますと益田氏のような国衆レベルとの婚姻は減少していきます。大内氏の一族というのは、陶氏のように家臣化しまして、この家臣化した一族は、結婚においては、一族とはなくむしろ益田氏のような国衆レベルの者とするというように、守護嫡流家と一族の間の家格差が生じてきます。大内氏の嫡流家は他の守護家、山名・細川氏などとの結婚を通じて、室町幕府を中心とする守護家間の関係を強化します。大内氏の婚姻は、特に室町時代の半ばから、このような形になってくるのです。

では、島津氏の場合はどうでしょう。まだ私自身も詳細に見ているわけではないので、結論的に指摘できる段階ではありませんが、先ほど指摘しましたように、一族間の婚姻も国衆といわれる他の氏族との婚姻も中世最末期まで存在し、他地域の守護家・大名家との婚姻が中心となってくる大内氏のような傾向はみられません。島津氏の一族というのは、中世の後期になってもかなり分立しており、その間の婚姻は多数あります。また、国衆といわれるような他の武家との結婚では、たとえば種子島氏や入来院氏、禰寝氏というような、様々な国衆と結婚しています。このような大内氏と島津氏両者の婚姻関係の違いというものが、一揆とも相関関係を持っています。昨年お話ししたことなのですが、大内氏の関係する地域である中国地方の一揆と、島津氏関係の薩摩・大隅地域の一揆を比較したときに、中国地方では、大内氏が直接加わるような一揆、あるいは一揆契状はほとんどありません。それに対して島津氏の場合、一族がかなり分立していることもあって、島津氏が直接一揆に入っている契状というのが戦国時代になっても結構あります。

二つの地域でこのような地域的な差違があるわけですが、同じ中世後期の、戦国大名家が出てくるような他の地域とさらに比較してみると興味深いと思います。たとえば戦国時代の東北地方の領主に注目しまして、小林清治さんという方が、東北地方の様々な武家がどういふ婚姻関係を結んでいるか、その中からどういふ家が段々覇権を握るのかということの研究していらつしゃいます。一つは伊達氏で、伊達氏は最終的には東北地方で覇権を握っていく家となります。それから佐竹氏というのも伊達氏よりも少し南の地域になりますが、覇権を握っていくような家です。そのような家がどういふ養子や結婚の関係を作っているのか、いろいろ研究をされています（小林一九七八年）。また、最近では新名一仁さんが、まさにこの鳥津と言いますか、薩摩・大隅・日向地域を対象に婚姻と武家の結合関係を研究されていて、戦国時代に地域ブロックというものが出てくることを、婚姻関係を抽出することであとづけています（新名二〇一五年）。

このように政治構造を婚姻・養子関係であとづけるといふ研究が、この鳥津氏支配下地域をはじめ、多くの地域でさらに進むことを願っています。さかのぼった前代の婚姻形態と戦国時代のそれが違っているのかどうか、近世になると変化するのかもしれないのか、東北地方・中国地方といった様々な地域でどのように異なるのか、あるいは共通するののかというような研究がさらに進展すれば、大変おもしろい成果が出てくるのではないかと思います。

以上、最後は少し駆け足になりましたが、私の中世後期の武家と婚姻・養子関係という話を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

#### 参考文献

- 久留島典子「中世後期の結婚と家―武家の家を中心に」（仁平道明編『東アジアの結婚と家』勉誠出版、二〇一二年）
- 久留島典子「婚姻と女性の財産権」（『男と女の時空―日本女性史再考三―』藤原書店、一九九六年）
- 小林清治「大名権力の形成」（中世奥羽の世界）『選書』、東京大学出版会、一九七八年）
- 高橋秀樹『日本中世の家と親族』（吉川弘文館、一九九六年）
- 新名一仁『室町期鳥津氏領国の政治構造』（戎光祥出版、二〇一五年）
- 西田友広「石見益田氏の系譜と地域社会」（高橋慎一郎編『列島の鎌倉時代』高志書院、二〇一一年）
- 林匡「近世前期の鳥津氏系譜と武家相続・女子名跡」（『九州史学』一五二号、二〇〇九年）
- 福田榮次郎「石見国益田氏の研究」（『歴史学研究』三九〇号、一九七二年）
- 服藤早苗『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年

平成28年3月31日

**黎明館調査研究報告 第28集**

発行 鹿児島県歴史資料センター黎明館  
〒892-0853 鹿児島市城山町7番2号  
電話 099-222-5100  
FAX 099-222-5143  
印刷 株あすなろ印刷  
〒890-0041 鹿児島市城西2-2-36  
電話 099-214-3757

